

## 地域再生計画「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」の認定について

### 1. 計画の趣旨

国では、東京に過度に集積している本社機能の地方への移転を促進する目的で、平成27年3月に地域再生法が改正され、同年8月に支援内容や手続を示す地域再生基本方針の一部改正が行われ、地域再生計画で指定する地方活力向上地域に本社機能を移転した場合、課税の特例等の特例措置が受けられることとなった。

本県でも、若者を中心とした人口流出に歯止めをかけるためには、県内で安定した良質な雇用の創出や県内全体の雇用の拡大に寄与する企業の地方拠点の強化を図っていくことが必要であることから、県内各市町との協議を経て、平成28年1月、地域再生計画「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」を国に申請し、同年3月に認定を得たところである。

### 2. 計画の概要.

(1)認定年月日 平成28年3月15日

(2)実施期間 平成28年3月から平成32年3月

(3)対象となる本社移転事業

①移転型事業（東京23区から地方活力向上地域内への本社機能移転）

②拡充型事業（地方活力向上地域内での本社機能拡充）

(4)対象となる施設（特定業務施設）

- ・本社機能の事務所（調査企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、総務・経理・人事等管理業務部門）
- ・研究所
- ・研修所

(5)対象地域

裏面地図上に示す地方活力向上地域

(6)特例措置

①独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務

（本社機能の整備に必要な資金の借入れまたは社債の発行に係る債務保証）

②特定業務施設の新設または増設に関する課税の特例

（本社機能の新設または増設に際して取得した建物等に係る法人税の特別償却または税額控除）

③特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例

（本社機能において新たに雇い入れた従業員等に係る法人税の税額控除）

④認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う減収補てん措置

（本社機能の新設または増設に際して、地方自治体が課すべき不動産取得税、固定資産税、事業税が、不均一課税により減収した場合の地方交付税による一部補填）

(7)目標

①就労機会の創出（200人）

②本社機能の立地（移転型事業 5件、拡充型事業 15件）

### 3. 参考.

平成28年3月末段階で43道府県が計画の認定を受けている。

滋賀県本社機能移転促進プロジェクト  
対象地域(概要): 滋賀県全域

